

災害に関する人権問題

平成二十三年（二〇一一年）に発生した東日本大震災は、大津波の発生により東北地方と関東地方の太平洋沿岸に壊滅的な被害をもたらし、未曾有の大災害となりました。

また、平成二十八年（二〇一六年）に発生した熊本地震も甚大な被害をもたらし、震災直後には熊本県全体で最大約十八万四千人の人々が避難者となりました。さらに、近年は、各地で台風や豪雨等により毎年のように激甚災害に指定される大規模な災害が起きており、令和二年（二〇二〇年）七月豪雨では、球磨川が決壊するなど、県内で甚大な被害が発生し、多くの方々が避難生活を強いられました。

熊本地震では、東日本大震災と同様に避難所等において、女性、妊産婦、高齢者、障がいのある人、外国人等の配慮を必要とする方々に対し、様々な人権問題が発生しました。体育館等の避難所においては、多目的トイレの未設置や施設がバリアフリー化されていない、プライバシーが守られない等十分な配慮が行き届かず課題を残しました。外国人に対しても、支援や被災状況等の必要な情報が行き届かない、根拠のない思い込みや偏見から人権侵害につながる行為も発生しました。これらを踏まえ、令和四年（二〇二二年）十月一日に施行した「熊本市防災基本条例」では、すべての主体が年齢や国籍、性別、障がいの特性に関する多様性を理解すること、また、全ての被災者がその尊厳を傷つけられることなく、必要な支援を受けられるよう、適切な配慮を行うことを規定するとともに、避難所で使用するマユアルにも配慮が必要な方への対応について明記しました。今後、災害に関する人権問題への対応では、避難所の運営面など行政が担う責務とは別に、私たち一人ひとりの人権に対する意識を変えることが大切です。正しい情報を得て、被災した人のことを忘れず、その人々の気持ちに寄り添う配慮をすることが求められています。

熊本地震で起きた 様々な人権侵害

平成28年度(2016年度)
市政アンケート調査結果報告書より

「熊本地震に関して、あなた自身又はご家族の人権が侵害されたと思ったことがありますか。」

という問に対し、90.2%の方が人権侵害はなかつたと答えているが、6.5%の方が人権侵害はあつたと答えており、「ある」と答えた方の36.2%が男性で63.0%が女性でした。

「ある」と回答した理由の主なものとしては、

- 誰もが大変なのはわかっているが、90歳を超える人を廊下に寝かせるというのは悲しい気がしたし、高齢者への配慮の足りなさがあった。
- 避難した際、小さいこどもがいるのでうるさいと嫌な顔をされた。
- ボランティアの方から、おにぎりを投げて渡された。
- ある小学校グラウンドで車中泊をしていて、カッパラーメンがほしくてたずねたら体育館内の方以外には配れないと言われたのには驚いた。体育館以外の方の生きる人権はないんだと思った。

